

NEWS TOPICS

協議会の広報スペース・活動拠点を決定!

前回(第5号)のニュースやホームページで募集していました広報スペース・活動拠点を決定しました。場所は、堺環濠都市北部地区の重点地区・北旅籠町西1丁の大道筋に面した内田家住宅(1階土間部分の一部)です。10月に賃貸借契約を結び、今後、ここを拠点として、町なみ再生のための協議会活動や「まちなみ修景補助制度」に関する情報を発信していきたいと思えます。

また、今回、協議会が本住宅所有者と賃貸借契約を結ぶに当り、所有者が「まちなみ修景補助制度」を利用して、建物外部前面の修景工事を実施されることになりました。本制度の活用例第1号となるため、協議会としても、今後のモデルケースとなるよう、できる限り協力して取り組んでいきます。



町なみ再生基金を設立しました!

この協議会は、従来からお知らせしていますように、国と市からの補助金によって活動を行っています。しかし、活動補助金には、補助額やその用途に制限があります。そこで、「町なみ再生」という志のもと、協議会活動をより幅広く大きく展開できるように、「まちなみ再生基金」という民間基金を設立し、募金活動や収益活動を行って、協議会の活動資金を募りたいと考えています。

たとえば、上記の広報スペース・活動拠点の家賃については、「まちなみ再生基金」の資金で運営することによって、広報スペース・活動拠点のより幅広い活用が図れます。すでに、9/26・27に、所有者のご協力を得て、バザー開催を試行しましたが、今後とも、様々な活動を行っていきます。

以上のように、町なみ再生という目的を達成するため、補助金とともに、「町なみ再生基金」という民間基金を活用して協議会活動を支援したいと思います。今後とも、皆様のご協力をお願い申し上げます。

INFORMATION

まち歩きMAP作成参加者募集!!

すでに、HPでもお知らせしていますが、この地区の魅力をもっと知るため、その道しるべとなるマップを私たち自身で作ることになりました。そのため、今後3回程度(予定)「まち歩きマップ作成ワークショップ」を開催します。

第1回目は、どんなマップにするか、他のところのマップも参考にして、みんなで話し合いながら考えます。2回目以降は、実際にまち歩きをして、具体的な情報を確認しながら、みんなで作っていきます。

マップを作ることによって、まずは、私たち自身が町の魅力を再確認し、また、訪れる方々にもその魅力を伝えていきたいと思えます。ぜひ、マップ作りに、ご参加下さい。

今後の予定

10月25日(日) 第1回まち歩きマップ作成ワークショップ

場所：錦西公民館・会議室(堺市立青少年センター2F)

時間：14:00~16:00

▶ 協議会へのお問い合わせはこちら
堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会
TEL / FAX 072-228-0953 [志賀]
MAIL info@sakaimachinami.jp

▶ 「まちなみ修景補助制度」へのお問い合わせはこちら
堺市 建築都市局 都市計画部 都市景観室
TEL 072-228-7432
FAX 072-228-8468 担当: 増田、垣内、福島

今号の表紙

今月の表紙は虫籠窓(むしごまど)です。つし二階(中二階)の開口部で、そのかたちが、虫かごに似ていることから名づけられたとも言われています。写真のように漆喰で塗り込められているものが多く、四角のものや角が丸まっているものなど、形や大きさもさまざまです。

堺 環濠都市 NEWS [ニュース]

北部

発行日：2015.10.15
発行者：堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会
編集：協議会 + musubi design
連絡先：〒590-0930 堺市堺区柳之町西1丁1-28
TEL.072-228-0953(志賀)

歴史的まちなみを
未来に活かすため

まちなみ修景補助制度の 概要を知ろう!

vol.6



修景補助制度の概要解説!!

ここだけは押さえておきたいまちなみ修景補助制度

補助対象地区内で、「堺環濠都市北部地区まちなみガイドライン」に沿った修景工事を行うと、補助の対象となる工事費の2/3を補助します!

※限度額があります。詳細は下記「補助制度の内容」をご覧ください。

「堺市街なみ環境整備事業修景施設整備補助金」の利用手続きの流れ



補助制度の内容

まちなみ修景補助制度は、町家などの歴史的建築物の改築や修繕、それ以外の一般建築物や外構の新築、増改築、修繕などに要する修景工事費の一部に対し、補助金を交付する制度です。

なお、修景工事は「堺環濠都市北部地区まちなみガイドライン」に沿って行ってください。

補助対象となる建築物、門・塀等	重点地区※1の内外	補助率	補助金の上限額(一敷地あたり)
歴史的建築物※2	重点地区 [内]	2/3	500万円
	重点地区 [外]	2/3	300万円
一般建築物※3	重点地区 [内]	2/3	250万円
外構(門や塀など)※4	重点地区 [内]	2/3	100万円
	重点地区 [外]	2/3	60万円

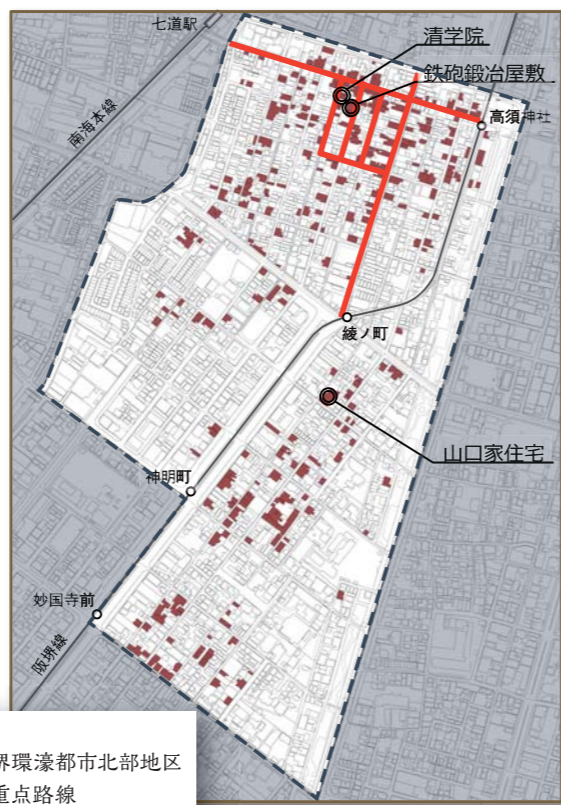
※1 重点地区 : 重点路線(右図の赤線)に面する敷地の区域

※2 歴史的建築物 : 概ね戦前に建築された木造建築物

※3 一般建築物 : 歴史的建築物以外の建築物(重点地区内のみが対象となります。)

※4 外構 : 重点地区外における外構の修景については、歴史的建築物と同一敷地にあるものが対象となります。

補助対象地区



【凡例】
 - - - 堺環濠都市北部地区
 ——— 重点路線
 ■ 町家

(注) 町家のプロットは平成24年度における外観調査による

なるほど納得!!

まちなみ修景補助制度

Q&A コーナー

わかりやすい質問形式での解説! さらに詳しく知りたい方は、是非、堺市都市景観室、または協議会まで、お気軽にご相談下さい。

Q1 新築でも補助金は使えますか?

重点地区内であれば補助制度が利用できます。ただし、外観部分については、「まちなみガイドライン」に沿った内容であることが必要です。ガイドラインの大まかなイメージは、下記の「修景工事のイメージ」のイラストをご覧ください。

Q2 町家ではないんですけど、補助金は使えますか?

重点地区内であれば、一般建築物でも補助制度が利用できます。ただし、外観部分については、「まちなみガイドライン」に沿った内容であることが必要です。ガイドラインの大まかなイメージは、下記の「修景工事のイメージ」のイラストをご覧ください。

Q3 工事費は1/3だけ用意すればいいのでしょうか?

工事代金は、いったん全額負担しなければなりません。修景工事が完了し、施工業者へ工事代金を支払った後、市へ補助金を請求(領収書を添付)します。その後、市から補助金が支払われます。ただし、補助金の申請は工事前に行う必要がありますので、必ず、工事前に堺市にご相談ください。

Q4 修景工事は一部だけでもいいですか?

建築物の外観が修景基準項目のすべてを満たしている状態であれば、一部(看板や照明器具の設置のみ)でも補助対象となります。ただし、同じ建物については、その合計金額について、左ページの表にある上限額が補助金の限度となります。

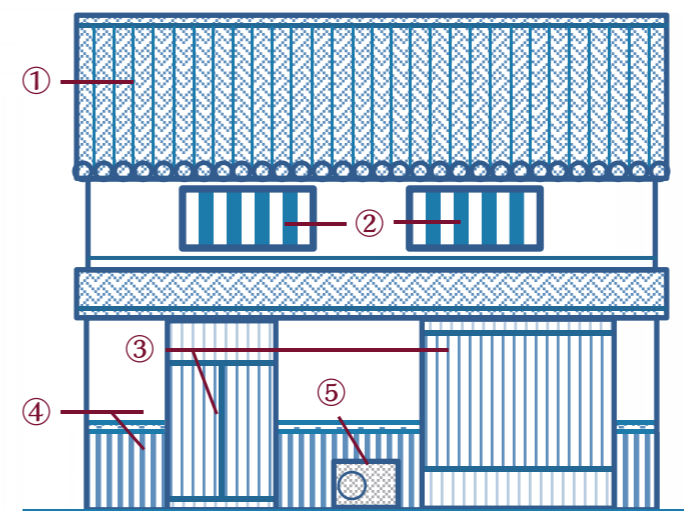
Q5 屋内も補修したいのですが?

内装工事は補助の対象外となります。補助対象となる修景工事は、建築物の外観部分で、道路などの公共空間から見える範囲です。建物の裏側など、外部から見えないところは対象外です。

修景工事イメージ

- ①屋根 瓦の葺き替え
- ②開口部 虫籠窓の復原
- ③格子戸 玄関の格子戸や出格子などの修景
- ④外壁 しっくい壁の塗り替え、焼き杉板の張替え
- ⑤設備 エアコン室外機のカバー

*重点地区においては、一般建築物の新築・改築工事の外観の修景にかかる工事費も補助対象になります。



PICK UP [町家・まちなみ写真展の開催]



photo: Kozo Ono

堺の古いまちなみや、写真家小野晃蔵氏が撮影した堺環濠都市の町家などの写真を展示します。また、歴史的なまちなみの保存・活用に向け、堺環濠都市北部地区町なみ再生協議会が取り組んでいる活動についてもご紹介します。当日は、町家等の修景のご相談も受け付けています。是非お越し下さい。

日時: 11月14日(土)、15日(日) / 11月21日(土)~23日(月・祝) 11:00~16:00

会場: シャルロット(アトリエ・アル)(妙国寺の斜め向い) 堺市堺区宿屋町東3-1-31

お問い合わせ: 072-228-7432(堺市都市景観室) [開催日当日は、072-224-1155(町家歴史館 山口家住宅)]